昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年五月十五日発行　SSKP　通巻第7425号

SSKP 脊損ニュース

5月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲ホテル松本楼

〒377－0102
群馬県渋川市伊香保町伊香保164

ＴＥＬ　０２７９－７２－３３０６

https://www.matsumotoro.com/charm/

バリアフリールーム　４室
ツイン・和室様式あり
１泊２食付き　一名につき
￥２７，５００～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　群馬県支部）

〈５月号目次〉

第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ
「交通事故対策セミナー」
その４　文責　編集部 …… 3
講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

新型コロナウイルス感染症への
対応ガイダンス …… 6

減災《減災意識をたかめる》 …… 9

支部報だより　埼玉県支部 …… 12

トピックス …… 14

セキュリティ情報 …… 18

組織部報告・編集後記 …… 19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

毎日のアミノサポート週間で、
効果的にアミノ酸を補給、からだをしっかりサポート

アミノサポート

体力回復　老化防止　栄養補給

皮膚組織の耐久性、身体機能、免疫機能は着実にアップ！！

「アミノサポート」は、天然型アミノ酸を使用しており、必須アミノ酸の他、加齢とともに体内で作られる量が低下してしまう非必須アミノ酸、体調を整えるビタミン・ミネラルがバランスよく**26種類配合**されています。

9種類 必須アミノ酸
イソロイシン・ロイシン・メチオニン など

3種類 非必須アミノ酸
アルギニン・グルタミン・プロリン

11種類 ビタミン
ビタミンC・B1・B2 など

3種類 ミネラル
カルシウム・マグネシウム・鉄

夏のまとめ買いキャンペーン!!

対象期間 2020年6月15日(月)▶ 7月31日(金)まで!!

注文数+おまけ	価格(税込)	セット1箱あたり(税込)
4箱＋1箱	16,200円	~~4,050円~~ → 3,240円
8箱＋2箱	31,320円	~~3,915円~~ → 3,132円
12箱＋4箱	45,360円	~~3,780円~~ → 2,835円
24箱＋8箱	88,560円	~~3,690円~~ → 2,767円
36箱＋12箱	131,760円	~~3,660円~~ → 2,745円

わたくしは、医療従事者の観点から、アミノ酸をバランス良くスムースに摂取できる『アミノサポート』をお勧めしております。

野呂田 秀夫
現メディカルクロッシングオフィス主宰
NPO法人格闘メディカル協会会長

「アミノサポート」を飲み始めてから、疲労回復が早くなったので、気力がでて積極的に動けるようになりました。風邪もひきづらくなり、体調を崩すことが少なくなりました。

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。(WEBサイト・メールでも受付可能)

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12
WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ

「交通事故対策セミナー」

講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

その4　　文責　編集部

損害賠償を負う人に関してご説明をします。

車の運転手、加害者は、当然、損害賠償義務を負うのです。ここから先が注意です。

会社をやっておられる方、いらっしゃると思うのですが、会社の従業員が社有車を運転していて事故を起こした場合、これ会社が使用者責任を問われる場合が多いです。会社に賠償責任が来ます。会社の所有車に関しては、会社が保険を入れておくべきだと思います。あとは、他人に車を貸す場合、これも注意です。車の所有者も運行許容者として損害賠償責任を負いますので、気軽に車を貸してはだめです。貸すのなら、自分で入っている保険が、貸しても大丈夫な保険かどうかを確認してから貸して下さい。そうしないとえらい目に遭います。

次に、加害者が任意保険にちゃんと入っていればどうなるか、ということなのです。損害賠償を加害者の保険会社が交渉して払ってくれます。保険会社との交渉は加害者の考え方次第で、訴訟になる場合、もちろんあるのですけれども、保険さえ入っていてくれれば最終的に訴訟になったとしても、損害賠償は得られる可能性が非常に高いです。ですので、基本的に加害者が保険に入っていてくれれば、まだ良いです。

でも、被害者は加害者を選べないのです。加害者が任意保険に未加入の場合というのがあります。結構あります。この場合は加害者の資力が問題となって、加害者が十分に支払いができない場合があります。特に重傷事案では、保険に入っていませんと、加害者が実刑になって刑務所に行ってしまいます。保険入っていない人は結構、多くて、刑務所へ行くことが多いです。刑務所に収監されてしまいますので、仕事もできなくなって、損害賠償が得られないということが結構あります。

そのときどうするのか、ということなのです。被害者は、被害に遭うことも想定して、自分の保険を入れておくべきだと思います。お勧めの保険内容をちょっとご説明しておきます。簡単にです。細かい特約については、いろいろと各社ありますので。

まず対人対物。これは絶対、無制限です。これはもうケチらないで下さい。無制限でないと、損害賠償義務が生じる可能性があります。

人身傷害保険というのがあります。これもぜひとも無制限で入れておいていただきたい。最低1億は入れておいてほしいのです。これは何かといいますと、自分が被害者になったときに、加害者が払ってくれないときに払ってくれる保険です。ですので、人身傷害保険も、ぜひともなるべく高めに入れておいてほしいです。人身傷害も何種類かあるの

ですけれども、他車とか社会保障ありというのが良いです。これはどういうことかといいますと、「自分の保険は、自分の車に乗っているときだけ」というのが原則なのです。でも、自分の車以外の車に乗っている場合と、車の外で歩いている場合も補償されるような人身傷害保険もあって、歩行中にはねられたときも補償されるような保険がありますので、そちらに入っておくことが良いと思います。

あとは、弁護士特約、これは日常生活自動車型に入られるのが良いのではないかと思います。あとは車両保険、これは、できれば少額でも良いので入っておくと補償が少し変わったりするので、多少でいいので入っておくと良いのではないかと私は思います。

交通事故で、障害を負った場合

次に、交通事故で重度の障害を負って要介護になった場合、どうなっていくのかということです。

経験されている方はもうよくご存じだと思います。まずは入院中に障害者手帳を取得して、おそらく退院に行くのだろうと。基本的には、やはり社会復帰することが容易ではないですし、介護者を確保する必要性も非常に高いということなのだと思ういます。

そうしますと、加害者もしくは自分の保険から補償が得られれば、当面の生活は安定するのだと思うのですが、加害者は無保険、自分も保険に入っていなかったとなると、えらいことになります。ですので、ぜひとも自分の保険だけは少なくても入っておいていただきたいということがあります。

あと「当面の生活が安定する」というのはどういうことかといいますと、賠償をしっかり得られても、仮に、例えば１億２億もらったとしても、それだけで一生暮らしていける可能性…あるといえばあるのですけれども、介護費用をまともに払っていきますと、おそらく足らなくなるのだろうと思います。当然、行政の支援も必須なのだろうと思います。ですので、行政の支援をうまく使いながら、得られた損害賠償で一生暮らしていく算段を立てるのが良いのではないかと私は思っています。

交通事故でも何でもそうですけれども、重度障害者と介護者との関係をちょっと紹介しておこうと思います。

まず、なくてはならない存在だと思います。もちろんこの中にいらっしゃる方、分かっていらっしゃると思います。介護者がいなければ、当然、障害者は生活できないということになっていると思います。多くの場合は、直接の契約ではなくて、介護事業者を通して派遣されてくるのかなと思います。一方で反対側から見ますと、私は、ヘルパーさんからの相談もたまに聞くことがあります。

ヘルパーさんから見ますと、お客様、利用者様です。当然ヘルパーさんにも多種多様な人格、性格があるということになるのだと思います。

一方、重度障害者と介護事業者との関係はどういう関係かといいますと、なくてはならない存在だし、事業者にとっては重度障害者はお客様なわけです。事業者はヘルパーさんを募集して、採用して派遣をしてくれますが、多くの場合は、おそらくヘルパーさんの指名はできないのだろうと思います。

介護をどう受けるか

ここで私が紹介しておきたいのは、介護をどう受けるかということなのです。受動的に受ける介護と、能動的に受ける介護があるのではないかなと思っています。

受動的に受ける介護は、１人の重度障害者を複数者で担当して、分担して、介護事業者が何でもやってくれる、手配してくれるということです。分担が決まって時間ごとにヘルパーさんを派遣してもらえて、数時間置きにヘルパーさんが交代していきます。ただ外出などは、なかなか不自由なのかなという感があります。

この中でおそらく能動的な介護を受けられている方、大勢いらっしゃると思います。

能動的な介護を受けるとどうなるのかというと、自分の介護スケジュールを自分で考えて事業者と相談しながら運用できるのかなと。すべての事業者がこれをやってくれるわけではないですけれども、自分のヘルパーさんを自分が大事にすることがもう少しできるようになるのかなと思います。ヘルパーさんの給料やボーナスも意見が言える場合なんかもあったりするし、「自分で自分の介護をしてくれるヘルパーさんを探して、資格を取ってもらって、事業者に推薦する」ということもできる会社もあるのかなと思います。究極的には自分の介護チームを作って、自分がその介護チームの中で動いていけるようになれば、いろいろなチャンスが生まれてくるのかなと思います。

いろいろ抽象的なことをいいましたが、私の場合の介護者を紹介してみます。

私にとっての介護者というのはどんなことかといいますと、基本的に介護者がいなければ、正直、何もできないです。弁護士だといっても何もできないです。前にちょっと介護者とケンカしたことがあるのですけれども、冗談ですけれども「そこまでいうなら訴えるぞ」といったことがあります。「弁護士にそこまでいうのか」といったことあります。介護者、笑いながら何といったかといいますと、「訴えてみろよ」と。「誰が法廷に連れて行くんだ」といっていました。確かに、法廷にも行けないのです。だからもう「その通りです、ごめんなさい」という感じでした。正直、介護者がいなければ何もできないと思います。私にとってはとても大切な人たちです、介護チーム、本当に大切な人たちです。正直いって司法試験に合格できたのも介護者のおかげだと思っています。

尊敬する全脊連の安藤事務局長が名言を私にいってくれたので、とっても覚えている言葉があります。〈成功する障害者には必ず良い介護者がついている〉とおっしゃっていました。まさにその通りだと思うし、本当に私も介護者との出会いというのは、大切にしています。

障害を持って、お客様として介護を受けていますと、いろいろな障害者の方、いろいろな事案を私も聞くことがあります。当然ヘルパーさんは、事業者もそうですけれども、人間ですから長所も短所もあるのだと思うのですけれども、基本的に障害者は介護を受けるお客様なので、王様のようになってしまう方がどうしてもいるのです。私もそういう相談を受けることあります。ヘルパーさんや事業者を必要以上に批判してしまう方がどうしてもおります。気持ちは分かります、私も。イラッとすることがありますと、分かります。

だけど、必要以上に批判をしてしまってこれを繰り返してしまいますと、どうなっていくかといいますと、介護してくれる事業者もヘルパーさんもいなくなってしまって、結局、自分の首を絞めてしまうということです。私の所に相談にくるのは「介護してくれる事業者がいないのです。どうしたらいいですか」という相談もあることはあります。そういう方に聞くのは、どうしていなくなったのか。結局、突き詰めていきますと、必要以上に批判をしてしまったり怒ってしまったりして、誰も受けてくれなくなったという障害者の方がいます。そうなってしまいますと、本当に何もできなくなってしまうので、そういったことは障害者としては、やっぱり注意したほうがいいのではないかと思います。でも、「つらい、なんでいっていることが分かってくれないんだ」といいたい気持ちが起こることもよく分かります。批判をするのであれば適度に、ということが一番大事なのではないかと思います。

本日はご静聴ありがとうございました。

次回に質疑応答を掲載します。

（続く）

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

緊急報告

脊髄損傷を持つ人々のための新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応ガイダンス

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、緊急事態宣言が発出され、一部では社会にまん延しています。呼吸や肺機能に問題を持つことの多い脊髄損傷を持つ人々にとっては、より困難な時期ですし、社会的支援に問題がおこる危険に晒されかねません。注意事項を示しましたので、注意して日々の生活をお過ごしください。

日本脊髄障害医学会常任理事　加藤　真介

予　防

- 医療・介護を受けるため以外の外出を控えましょう
- 外出をせざるを得ない時は、三密を避けましょう（ほかの人とは２ｍ以上の距離を保つ、マスクの着用など）
- 石鹸と温水を使って20～30秒間洗うか、手指消毒剤を使用して、手の清潔を保ちましょう
- よく触るもの（電話、車いすのアームレスト・ハンドリム、電動車いすのジョイスティック、福祉用具）の表面をいつもきれいにしましょう
- 清掃には、70％以上のエタノール、50％以上のイソプロパノール、0.2％次亜塩素酸ナトリウム（**濃度に注意してください**）が含まれているものを使いましょう
- 非常用品を準備しておきましょう
- 30日分程度のカテーテルなどの医療用用具と内服薬を手元に用意しておきましょう
- かかりつけ医が遠隔診療をしてくれるかどうか、確かめておきましょう

介助者

- 介助者が過去二週間以内に、海外などの感染の危険が高い地域に行っていたかを確認しましょう。
- 体調の悪い介助者は避けましょう
- 介助者が到着した時やケアを受ける前には、必ず手を洗うようお願いしましょう
- あなたも介助者もケアの後には、必ず手を洗いましょう

もし体調が悪くなったり、新型コロナ感染症にかかっている疑いがでれば

- 発熱や咳、味覚や嗅覚の異常が出れば、自宅内でご自身を隔離してください
- 各自治体の帰国者・接触者相談センターに連絡してください
- かかりつけ医に連絡して指示を仰ぎましょう

呼吸補助装置を使っていれば

・ あらかじめ、担当の療法士や業者に、自宅での注意点を聞いておきましょう
・ 装置の管理やフィルターの交換は、マニュアル通りに行いましょう
・ フィルターやチューブなどが、いつも通りに手に入るかどうか確認しておきましょう

新型コロナウイルス（COVID-19）についての基礎的な知識

ウイルスについて

ウイルスは生物ではありません。タンパク質の遺伝子です。それが、油脂（油）の層に包まれています。眼球や口の中の粘膜に付着すると、細胞に侵入し、遺伝子情報をウイルスのものに書き換えます。その細胞が増殖することで、ウイルスは急激に増えます。ウイルスは生物ではないので死にません。しかし、タンパク質の分子なので、破壊することができます。ウイルスの破壊方法は、温度と湿度、それとウイルスが付着している素材によります。

ウイルスは薄い油脂に覆われただけの非常に壊れやすい物質です。油脂の層を溶かすことで、タンパク質分子は分解し壊れます。

・ 石鹸の泡が油脂を溶かします。（だから、たっぷりの石鹸で20秒以上こすり洗いをする必要があるのです。）

・ 熱も油脂を溶かします。25℃以上の温水で手や服などを洗うと、なお、良いです。温水は石鹸をよりよく泡立てます。
・ エタノールは70％以上のものであれば、ウイルスの油脂を溶かします。
・ 漂白剤もタンパク質を内側から直接破壊します。

✓ 過酸化水素水は石鹸やアルコールや塩素ほどの効果はありません。過酸化水素水はウイルスのタンパク質を破壊しますが、肌を痛めます。

✓ 殺菌剤は効果がありません！　ウイルスはバクテリアのような生物ではないので、抗生物質で殺すようなことはできません。

ウイルスの活性について

ウイルスは物の表面に付着しても活性を維持しています。

多孔質な表面	３時間	銅や木材	～３時間
ダンボール	～24時間	プラスチック	72時間

舞い上がったウイルスは空中伝達物資として、３時間活性を維持し続けます。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

ウイルスは屋外の低温の場所、冷房の効いた家屋や車の室内、湿気、暗いところで、活性状態が続きますので、環境を暖かくし乾燥させ、明るくすることが効果的です。

紫外線の照射も、ウイルスの付着が疑われるマスクなどに効果がありますが、紫外線は皮膚の脂肪を溶かし、発がん性もあります。

ウイルスは健康な皮膚を通過することはできません。

酢は役に立ちません。(油脂を溶かす事ができないからです。)

ウォッカなどの蒸留酒は効きません。(アルコール濃度が40%しかない。65%は必要です。)

ウイルス対策について

狭いところほど、ウイルスは集中しますので、窓を開け、自然換気が大切です。

分泌液や粘膜、食品、鍵、ドアノブ、スイッチ、リモコン、携帯電話、腕時計、机、テレビ、等に触る前にも後にも、手を洗います。

お風呂に入る前にも後にも手を洗います。

手をよく洗ってから、適度に乾燥させ、肌のしわに隠れているかもしれないので、保湿クリームをぬると、なお良いでしょう。

爪は短く切ります。(ウイルスが潜めないように)

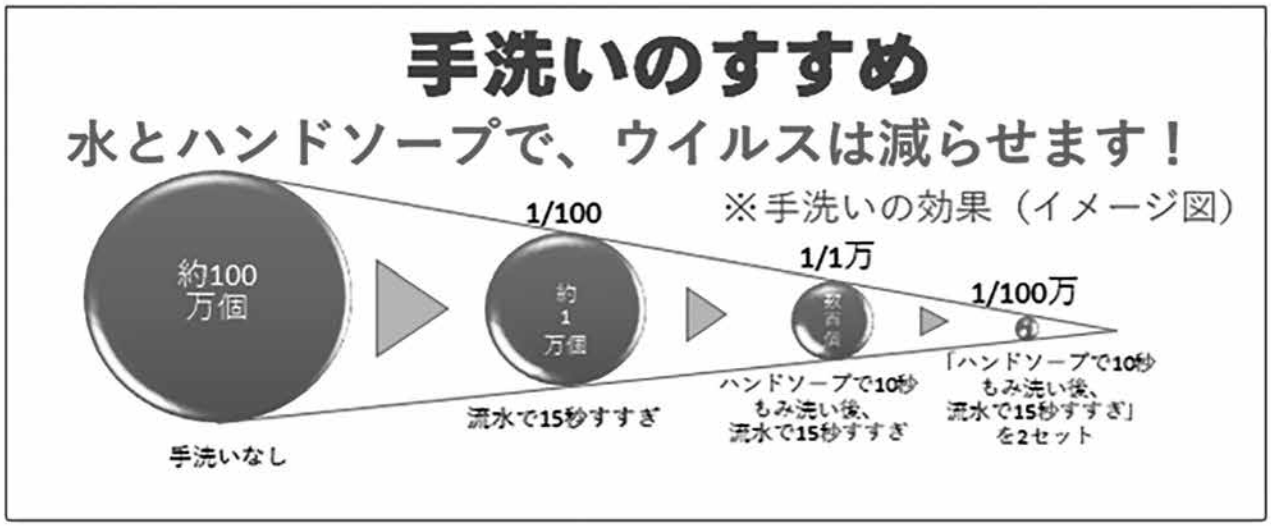

厚生労働省ホームページより

減 GENSAI 災

《減災意識をたかめる》

避難所増へ　準備加速

自治体、ホテル活用検討

コロナ「3密」防止

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、避難所の過密対策が大きな課題となっている。リスクの高い「3密」(密閉、密集、密接)の状態が起きやすいため、政府は宿泊施設も含め多くの避難所を開設するよう自治体に要請。感染力などを踏まえ、既存のガイドラインに定めた内容と異なる対応も呼び掛ける。今後、台風や大雨で避難所の開設が多い時期となるだけに、自治体も準備を急いでいる。

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が東京や神奈川など7都府県に発令された7日、内閣府は全国の都道府県や保健所設置市などに事務連絡を出した。避難所の感染症対策に万全を期すため、①災害対策基本法に基づく「指定避難所」以外も含め可能な限り多く開設する②親戚や友人宅などへの避難の検討を周知する―ことなどが要点だ。

指定避難所は、避難所対応を担う市町村が小中学校や公民館などの中からあらかじめ選ぶ。災害時はこの中から、地域の状況に応じて開設する避難所を決めるのが基本だが、事務連絡では、収容人数を考慮し、指定避難所以外の場所も含めて開設するよう要請。ホテルや旅館などの活用も挙げた。

避難所では換気に努めるとともに、十分なスペースを確保。発熱やせきなどがみられる人には可能な限り個室が必要で、同じ症状や兆候のある人をやむを得ず同室にする場合は、間仕切りで区分けするなどの手法を例示した。一般の避難者とは動線を分けるよう促している。

また、避難者が感染症を発症した時の対応については、あらかじめ保健福祉部局と連携し、事前に検討するよう求めた。

2016年に避難所運営の考え方を整理した国のガイドラインでは、感染者が出た時に部屋を確保するよう定めているが、内閣府は「この点については参考としないように」と注意喚起している。「あくまでインフルエンザやノロウイルスを想定した対応であり、新型コロナウイルスの場合は、軽症者であっても感染者が避難所に滞在することは適当ではない」と強調する。クラスター(感染者集団)の発生などが懸念されるためだ。

こうした方針を受け、神奈川県内の自治体も検討を進めている。

県は「指定避難所となっていない県の施設を避難所に活用する意向などについて、市町村と丁寧に連絡を取っていきたい」と説明。支援策として、避難所の区画などに活用できる紙管を使った間仕切りやベッドの備蓄を急いでいる。

市立小中学校など459カ所を指定避難所としている横浜市は「このほかに地区センターや高校、大学などの補充的避難所が202カ所ある。避難者が集中しないよう、ホテルや旅館の活用も含めて検討していく」としている。

他県では既に、感染対策を講じて避難所を開設したケースがある。

千葉県鴨川市は4月13日の大雨で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)が発表されたのを受け、公民館3カ所に避難所を開設した。

市は「手指の消毒剤やマスクを用意したほか、37.5度以上の熱が4日以上続いている場合は帰国者・接触者相談センターに連絡するよう求めることにした」と受付段階の対応を説明。実際の避難者はゼロだったものの、「微熱のある人には個室を用意する一方、健康な人が避難するスペースは間隔を空けてもらい、定期的に換気するつもりだった」という。

市の担当者は「今回は3カ所に保健師を配置できたが、全ての避難所を開設する場合は対応が難しい」と大雨シーズンを見据えた課

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

題も挙げた。

記録的な豪雨となった昨年10月の台風19号では、神奈川県内で10万人余りが指定避難所の小中学校などに身を寄せた。これまでで最多の避難者となった市町村が多く、避難所対策の強化が求められている。

自助のヒント

避難所の感染対策

東日本大震災直後の2011年３月に公表された「避難所における感染対策マニュアル」では、手洗いの重要性を強調。

せっけんと流水が最も良い方法だが、入手困難な場合は消毒用のアルコール製剤を使うよう求めている。

食器やコップなどを共有しないことをポイントとしたほか、避難者らの発熱やせきなどの状況について、避難所への到着時に加えて滞在中に定期的に把握することが望ましいとしている。

報告すべき症状や兆候について、ポスターで知らせるなどの対策も挙げている。

段ボールベッド 提供協定　広がる

災害時、被災者が寝起きする段ボールベッドを避難所に届けてもらうよう製造業者と協定を結ぶ自治体が増えている。2011年の東日本大震災を機に生まれた段ボールベッドは、感染症予防や防寒に効果があるとされ、内閣府も推奨。雑魚寝が多い避難所環境の改善に向けた動きが広がっている。

全国段ボール工業組合連合会（全段連）によると、２月17日時点で、東日本段ボール工業組合など段ボール製造業者でつくる全国４地区の組合と協定を結んだのは37道府県と８政令市など50自治体。業者と直接協定を結んだ自治体と合わせると、把握しているだけで約300自治体に上るという。

考案したのは大阪府八尾市の段ボール製品製造・販売会社「Ｊパックス」の水谷嘉浩社長（49）。組み立ては簡単で、図面は全段連を通じ無料で提供した。

避難所・避難生活学会の会長で新潟大特任教授の榛沢和彦医師によると、段ボールベッドは高さが数十cmあり、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられる。体を起こしやすいので、エコノミークラス症候群や寝たきりの予防につながる。内閣府の避難所運営ガイドラインも「(段ボール仕様などの)簡易ベッドの導入を目指す」と明記する。

全国４地区の組合と協定を結んだのは15年までは５自治体だったが、16年以降急増した。だが、理解が進んでいない自治体も多い。昨年の台風19号では学会メンバーが導入を働き掛けても「効果が分からない」と拒まれたケースも。学会の理事でもある水谷社長は「避難所にスムーズに導入するには仕組み作りが必要」と協定の意義を強調する。

複合災害へ 間仕切り備蓄を

建築家・坂 茂氏が呼び掛け

「今、地震や台風などの災害が起こったら、避難所でクラスター（感染者集団）が発生してしまう」。世界的建築家の坂茂が、新型コロナウイルス感染拡大に複合して自然災害が起きる事態に備え、避難所用に「間仕切り」システムを備蓄するよう自治体に呼び掛けている。

坂が代表のNPO法人「ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（VAN）」は2004年の新潟中越地震以来、地震や豪雨災害の避難所に間仕切りを設置。長さ２ｍの紙管

を組み立てて梁と柱に用い、カーテン状の布で仕切ることで、被災者のプライバシー保護に貢献してきた。

今回の感染拡大を受けて国立国際医療研究センター研究所所長の満屋裕明（感染症学）に相談すると、飛沫感染の抑制にも有効との見解が示されたという。カーテンをピンで留めることで、密閉性を高める。

VANでは災害発生時に迅速に対応するため、15年の京都市を皮切りに山形、神奈川、大阪、兵庫、奈良、福岡、大分の各府県、長野県御代田町、名古屋市など計27自治体と協定を締結してきた。

ただ、協定があっても材料の準備などで設置まで数日かかるため、避難所開設と同時に設置できるよう、事前の備蓄を提案。３月に50セットの備蓄を決めた神奈川県は４月11日、インターネットカフェなどの休業で居場所を失った人々に開放した避難所にいち早く間仕切りを設置した。

坂は、感染を恐れて避難所を避け、車内で過ごす被災者が増えれば、エコノミークラス症候群などの健康被害が広がりかねないと懸念。「政府も自治体も今は手いっぱいかもしれないが、災害はいつでも起こり得る」とし、感染予防を念頭に置いた被災者支援への備えを各自治体に求めている。

8000人超 なお仮設生活
台風19号から半年

記録的な大雨で全国各地に大きな被害をもたらし、共同通信の集計で死者99人、行方不明者３人を出した昨年10月の台風19号は４月12日、上陸から半年を迎えた。今も８千人以上が仮設住宅で不自由な暮らしを送る。生活の足となる鉄道は４社４路線の不通区間で復旧工事が続く。

内閣府のまとめでは１日時点で、11都県で8387人が仮設住宅に暮らす。被害を免れた自宅の２階などで生活する「在宅被災者」も多数いるとみられるが、自治体も実態を把握しきれていない。

宮城県丸森町では土砂災害で行方不明の小野正子さん（63）の手掛かりを求め、家族らが現場近くの川を捜索した。姉天野民子さん（68）は同じく土砂崩れで母と長姉を亡くした実家の跡地で花を供え「妹が返事をしてくれるよう祈っている」と涙を浮かべた。

福島県いわき市平下平窪の会社員高橋正樹さん（37）の一家４人は床上浸水した自宅の２階で暮らす。妻美幸さん（37）は「大工と資材の不足で延び延びだった修繕工事が３月末にようやく始まった。大変な状況が続き感覚がまひしている」と疲れた様子だった。

長野県上田市の千曲川に架かる上田電鉄別所線の赤い鉄橋は崩落部分の解体が終わり、同社は部材を再利用し来春の鉄橋復旧と全線開通を目指す。崩落を自宅から目撃した田部井京子さん（72）は「上田にとって誇りの鉄橋だ。復旧して観光客が戻れば」と語った。

台風19号は昨年10月12日に静岡県へ上陸して関東、東北を縦断。河川氾濫が７県の71河川142カ所、土砂災害は20都県952カ所で発生した。住宅の全半壊は３万3332棟に上った。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

支部報だより

埼玉県支部「パワーズ」より

ミクニライフ＆オートIN障がい者用駐車場青色塗装の実施

今年度の埼玉県福祉政策課との協働事業は、令和元年11月６日、加須市にある（株）ミクニライフ＆オート（以下ミクニという）の正面を入った右側にある一般駐車場２コマを障がい者用駐車場にするため、青色塗装の作業をいたしました。

ミクニは、障がい者が自動車を自ら運転できる装置、車いすリフト、介護用品を販売している。全社員70人の内、障がい者が16人も働いており、販売先は日本全国と東南アジアにも販売店があり、サービスを充実させています。

今回の参加者は、連合会埼玉県支部より８名、県福祉政策課より２名、ボランティアはミクニ猪俣係長、光の国事業所の永野施設長始め８人が朝９時30分に集合しました。

初めに、当会の青色駐車場実施責任者の田島と友田主幹が、障がい者用駐車場を青色塗装する事業に参加頂いたお礼と趣旨のご理解を求めた挨拶、続いてミクニの佐藤部長や光の国の皆さんから自己紹介を頂きました。次に担当者がけが等ない様、注意や手順説明をして作業を開始しました。

当日は、スカッと秋晴れに恵まれ、青色塗装するには、最高の日和でした。

また、こんな日にみんなと一緒に行う作業は、気持ちも晴れて障害を持つ私等は痛みが薄れて身体が軽く感じ、作業が進んでとても楽しかったです。（こんな事業は障害者にとって、身体にも、精神的にも良いのかもしれません。）

はじめにトイレまでの通路をブルーシートで養生をし、分担して駐車場を奇麗に掃出し、塗料がはみ出さない様ガムテープで縁取りをして、その上に１ｍの養正テープを張りました。準備ができると４、５人がローラー付き刷毛棒を持って横に並び、流してもらった塗料が目地に入る様ローラーを転がして、塗装しながら少しずつ後ずさりして丁寧に仕上げました。

この塗装は雨水を吸い込むタイプで、何時もより塗料を多く消耗してしまい、持って来た塗料では足りず追加を買いに行くハプニングが起きてしまいました。同じ塗料を探すと運よく加須市内にあることが解り、早速買い出しに行っている間に11時30分、塗装済み部分の乾燥を兼ねて昼食に入りました。

光の国の皆さんは施設が近いので一旦戻り、他の方はミクニの会議室を借りて取り寄せて頂いた弁当を食べながら和気あいあいと過ごしました。塗料の買い付けより戻ったスタッフは弁当を急いで食べ、休む間もなく不足部分を塗装して乾燥を急ぎました。

他の乾燥状態を確認すると殆どが乾いたので午後の作業に入り、白線の塗装をするため、テープで養生して筆刷毛で塗りました。続いて障がい者マークの位置決めをし、型取りをして仕上げました。

ボランティアの皆さんに手順を説明すると、一回で理解して頂き墨出しやテープ養生等はきちんと張り、塗装ははみ出しも余りなく完成度が高く、初めて行った割には良くできたので感心してしまいました。

夕陽が西に傾き出す頃、全体の仕上がりを皆で確認したら、あまりにも奇麗にできたので皆で感動してしまいました。たった１日でしたが、仲間たちと苦労して頑張って成し遂げた事が心に感じたと思います。

ミクニさんに見て頂いたら感謝されました。明日までポールで囲み、良く乾燥したらご使用くださいとお願いしました。最後に全員で後片づけ、記念撮影をし、田島責任者より「大変お疲れ様でした。」とお礼の挨拶があり解散となりました。

文：亀田　藤雄

障がい者用駐車場青色塗装事業

マナーアップキャンペーンINアリオ上尾

2019年12月１日、県の福祉政策課との協働事業「マナーアップキャンペーン」（障がい者用駐車場は、一般の方が駐車すると障がい者が駐車できない事がある。また、障がい者用駐車場を青色に塗装する趣旨を訴えて）を全脊連埼玉県支部員４人と埼玉県福祉政策課職員３人が、アリオ上尾店様の店内で午前11時より実施しました。

埼玉県からのグッズ（コバトン消しゴム、メモ帳に「シラコバト基金に駐車場を必要な人のために空けておこう」の絵と文が書いてある）を、この駐車場の適正利用を訴えながら、買い物に来たお客様に配りました。

また、県福祉政策課では、お子様に塗り絵（青色駐車場の絵）と色鉛筆を（テーブルと椅子10人分）用意しました。子供たちに勧めると、２歳位から小学１年生位の子どもが「私も僕も塗りたい」と、大人気で常に机は満席でした。塗り終わると、コバトン消しゴムとメモ帳をもらい、大変喜んでいました。

奇麗に塗る子、星やハートを追加する子、２歳位の子が小さな手で一生懸命汗を流して塗る姿を見ていると、塗り絵は子供にとって大変楽しいものだと思いました。「塗り絵の地面の所は青で塗ってね。」（趣旨の意味を込めて）、「他はご自由にどうぞ」とお願いするとキチンと理解して塗ってくれました。親御さんも夢中になって子供にアドバイスをしていました。また、シラコバト基金に寄付をして頂いたり、「ぱわーず」も見ていただき、我々のキャンペーンの意味も解って頂いたようで感激いたしました。

他のブースでは日本自動車連盟さんや災害防止課が「ながら運転は、絶対やめましょう」と安全運転を訴えたイベントを行っていました。

ながら運転とは、自動車又は原動機付自転車を走行中、携帯電話の通話等またはナビゲーション等を操作及び注視等をすることをいう。道路交通法が厳罰強化されて施行されました。（改正2019年12月１日）

ながら運転で違反は罰金５万円以下→10万円以下、違反点数１点→３点、反則金、普通車6,000円→18,000円、交通事故等を起こすと罰金５万円以下→30万円以下、違反点数２点→６点、反則金、普通車9,000円→すべて刑事罰を適用となりました。（詳しくは警察庁のWEBサイト等で確認下さい。）

我々障がい者にとって自動車は大変必要なものです。安全運転に心掛けましょう。

＊シラコバト基金：ボランティア活動の支援や障害者生活サポートする事業などに助成されている。（詳しくは、埼玉県のホームページで確認下さい。）

文：亀田　藤雄

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

福祉現場の処遇改善を
３法案審議入り

政府提出
地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正案

コロナ対策で、全世界がその対応に立ち向かっているが、国内政治もこの渦中においても、さまざまな法案審議がなされている。
公務員定年延長等もあるが、障がい福祉分野でも審議が進められている。この成り行きも注視していきたい。

立憲民主党や国民民主党などが提出した障害福祉３法案が12日、衆院本会議で審議入りした。介護・障害福祉従事者の賃金を改善させ人材確保とサービス水準の向上を図る内容。

法案では、ケアマネジャーを含めた介護・障害福祉従事者を対象に、平均月額１万円の賃金引き上げに向けて都道府県が事業者に助成金を支給すると規定した。費用は国が全額負担する。重度障害者の就労支援のため、通勤や職場での重度訪問介護の利用を可能とすることも盛り込んだ。

人手不足が深刻化する福祉現場に、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけている。処遇改善は「待ったなしの状況」といえる。法案への審議を見守りたい。

この日の本会議では、引きこもり問題に対応する市区町村の体制を強化する、政府提出の社会福祉法などの改正案も審議入りした。

万華鏡　12　コロナ騒動のなかで考えた…　①

千葉県支部　出口　臥龍

新型肺炎ウイルスが中国武漢で顕在化したのは、一月半ばだった。旧暦の正月直前だ。旧正月には、なにを差しおいても帰省し、一族が顔を合わせるという根強い習慣が、中国にはある。大陸全土に拡散しないかな、と初めは思った。だがいまや中国人は金持ちだ。帰省どころか海外観光に出たら、どんな事態にとふと考えた◆コロナウイルスは、あっという間に世界に拡散した。コロナの実態もしだいに分かってきた。感染力がきわめて強い。殺傷力も強いが、拡散する環境に大きな特徴があることも明らかになった。ヨーロッパに伝わってすぐに、アメリカに飛んだ。ニューヨークやシカゴだか、黒人やメキシコ人居住区の死亡率がやたら高い。なぜか？　なんとアメリカには、国民健康保険制度がない。なのに医療費はべらぼーに高い。富裕層は任意保険に入っている。オバマ民主党政権は、健康保険制度の導入を図った。オバマケアという。◆マンハッタンの北部、ブロンクスには何度か行ったことがある。外壁の朽ち落ちたビルに大勢の人が住んでいるのに、上下水道はまともに通っているんかいな、という風情だ。今回のコロナ禍では、自宅で亡くなった人が少なくないと聞いた。コロナであることすら知らずに…。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正案と立憲等提出の障がい福祉３法案が審議入り

衆院本会議で、政府提出の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」と、関連法案として共同会派を組む立憲民主党、国民民主党、衆院会派「社会保障を立て直す国民会議」、社会民主党と日本共産党が提出した障がい福祉３法案(※)の趣旨説明と質疑が行われた。

※野党提出の障がい福祉３法案は「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」

政府提出の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、(1)市町村の包括的な支援体制の構築の支援、(2)地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、(3)医療・介護のデータ基盤の整備の推進、(4)介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、(5)社会福祉連携推進法人制度の創設――等の措置を講ずるものです。

３法案は、介護・障がい福祉従事者人材確保法案について「団塊世代の全てが後期高齢者となる2025年を前に、高齢者、障がい者に対して、質の高いサービスの提供体制が求められているにもかかわらず、介護・障がい福祉の現場では人手不足が深刻化している」と指摘されており、著しく低い賃金水準が一番の原因だとして、既に提出済の処遇改善法案の内容をバージョンアップし、再提出したと説明された。

この法律案は、都道府県知事は、介護・障がい福祉従事者等の賃金を改善するための措置を講ずる事業者等の申請に基づき、助成金を支給することとしており、ケアマネや事務職の方を含め、介護・障がい福祉に従事する全ての方を対象に、平均して１人当たり月額１万円の賃金を引き上げるべく、助成金の支給に要する費用は全額国の負担としています。また、ホームヘルパー等へのセクハラ・パワハラを防止するため、適切な就業環境の維持について国や事業者等に努力義務規定を設けることにしています。

また、食事加算等存続法案については、厚生労働省が来年４月の障がい福祉サービスの報酬改定に向け、食事加算と送迎加算の調査を実施し、この２つの加算の廃止・減額の方針を打ち出そうとしていることに障がい者やその家族、支援団体から不安の声が挙がっていることを受け、厳しい生活を強いられている障がい者の負担増となる食事加算等の廃止・減額を阻止するためと説明された。

こちらは、食事提供体制加算等の廃止・減額を阻止するため、当分の間、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとするとともに、送迎加算についても、サービス利用者に不利な内容の算定基準を定めてはならないこととしています。

さらに、重度訪問介護就労支援法案は、重度訪問介護サービスについて、かねてより通勤や就労中に利用できないことが問題となっており、障がい当事者や地方自治体から見直しが求められていることと、厚生労働省は、重度訪問介護利用者の就労を支援する事業主への助成金の拡充を決めたものの、重度訪問介護自体の改善には踏み込んでおらず、多様な働き方に対応できていないため、重度訪問介護を通勤や職場で利用できるようにする法案として提出をしたと説明された。

こちらは、職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とするとともに、行動援護など重度訪問介護以外の職

場及び通勤における支援の実施、また、障がい者等の通学における支援の拡充並びに重度の障がい者等を雇用する事業主に対する支援の拡充についての検討規定を設けることにしています。

そして、「これら障がい福祉関連３法案は、『地域共生社会』の実現に資するだけでなく、安倍内閣が掲げる『一億総活躍社会』『介護離職ゼロ』の実現に向けての有効な対応策になり得るものと確信している」とされ、党派を超えて賛同されることを訴えました。

３法案は、介護・障がい福祉現場の深刻な実態に応えるものであり、また現場で懸命に働く方々、障がい当事者、支援団体からすくい上げた声を形にしたものだ、としており、(1)食事加算、送迎加算(2)重度訪問介護の支援拡大――について、提出側の回答は

…食事加算・送迎加算については、「今でも利用者の所得水準が改善されない中で、これらの加算が廃止されたら、食事がとれなくなるが７割以上、昼食をたべなくなるが５割以上という調査結果もある」「送迎加算も引下げにより、送迎サービスが縮小・廃止されることとなれば、そもそも通所の手段を失い通所は困難となることが懸念される」とした上で、法律案では、それぞれの加算について、「当分の間、障がい者等に不利な内容となる算定基準を定めることのないよう、法律上に規定を設けることとした」と説明しました。

重度訪問介護の支援拡大については、現行法において告示523号通知が「就労の壁」となっていると指摘。この通知には「外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出）を除く」とあり、この通知自体の撤廃を求める声が今も引き続き多くあることから、(1)排せつや食事の介助は、あくまで日常生活の延長線上にある支援といえるため、個人の経済活動を公費で支援することにはならないこと(2)勤労は全ての国民に保障されている権利であり、常時介護を必要とする重度の障がい者であっても働くことのできる社会の実現を図るためには、支援の拡充により「就労の壁」を取り除いていくことが必要であること――が挙げられた。

さらに他の障がい福祉サービスにおいても職場での介助や通勤における移動中の介助、障がい児の通学に対する支援のあり方など、本法案の検討事項としていることが、紹介された。

安倍総理の第200回臨時国会の所信表明演説で「障がいや難病のある方々が、個性を発揮し、生き生きと活躍できる時代をつくり上げる」と訴えたにも関わらず、３法案の採決に自民党が応じないとか、３法案に反対するとかはあり得ないと野党側は述べている。

「この３法案が成立できれば、歴史的な一歩になる」と力を込めました。さらに、誰もが地域であたりまえに暮らし、あたりまえに学び、あたりまえに働くことができる「共生社会」の第一歩として、重度訪問介護支援拡大法案、食事加算及び送迎加算の維持法案、介護人材処遇改善法案の３法案の成立をお願いすると訴えている。

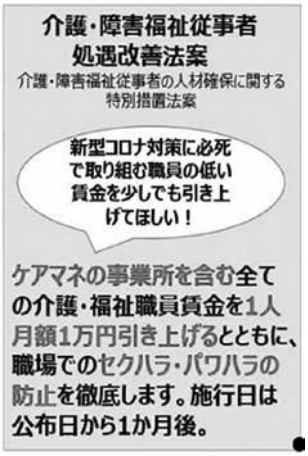

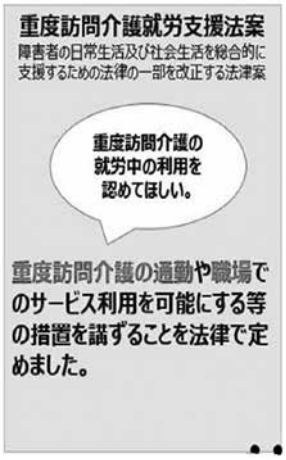

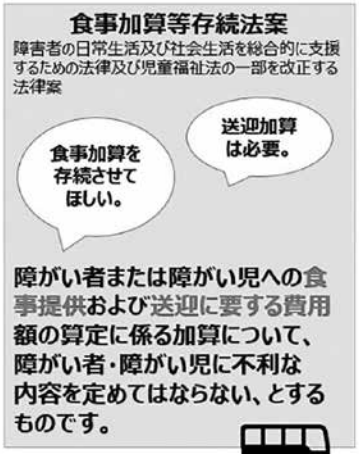

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.5.15 SSKP 通巻第7425号

■セキュリティ情報

５月７日は、パスワードを見直す日となっていました。

５月の第１木曜日は「ワールド・パスワード・デイ（World Password Day）」。
今年は７日でした。発端はあるセキュリティ研究者が「パスワードの日」を作るべきというアイデアを著書の中で提唱したことで、2013年にIntel Security社（当時）が取り組みをスタートさせました。

この日に合わせて多くのセキュリティ企業が啓発を行っています。
パスワードは広く使われているため、犯罪者はさまざまな方法であなたのアカウントを乗っ取ろうとして、パスワードを狙っています。

安全のための２つの鉄則

安全にパスワードを使うために大切なことは２つです。これさえ守っておけば、たいていの攻撃には耐えることができます。

・８文字以上で英数字・記号を混ぜる
・サイト（サービス）ごとにパスワードを変える

○二段階認証を設定する

加えて、よく使うサービスに対しては、できれば「二段階認証」（または「多要素認証」）の設定をおすすめします。
万一、ＩＤやパスワードが漏れ、アカウントへの不正なログインが試みられても、ログインに必要な情報がもう１つあれば、ログインされることはありません。二段階認証のために必要な携帯電話番号やアプリなどは自身の手元にあるからです。

パスワードを見直す方法

ワールド・パスワード・デイを機に、ぜひ以下を見直しましょう。
１）よく使っているサービス、大切なサービスの二段階認証を有効にする
２）使いまわしているパスワードがあれば、１つでも２つでも変更する。忘れないように自分なりのパスワードを覚えるルールやそれが難しいようなら、パスワード管理ソフトやサービスを使うのも有効です。

※　今回のコロナ禍で、マイナンバーカード等でのパスワード忘れによって、再設定の必要に迫られているようです。安易に以前のものや思いつきで決めてしまい、その時には覚えていても、忘れてしまうものです。紙に書いておいて、別に保管しておくことも一つでしょうが、その場所を忘れてしまうことがあります。編集子も銀行通帳を印鑑とは別にしておき、再発行したことがあります。料金1000円取られました。
今後は、デジタル社会、謎めいた記号と共存していく必要があることでしょう。パスワードの中に未来へのストーリーを込めておきましょう。

組織部報告５月

●新入会員

青森県支部　新屋敷　慶　子

大分県支部　小　田　正一郎

山形県支部　渋　谷　真　子

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

神奈川県支部　路　川　みどり　様

和歌山県支部　島　田　慎次郎　様

熊本県支部　壁　瀬　裕　二　様

＜編集後記＞

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。４月７日（火）には安倍総理大臣が緊急事態宣言を発出し、人との接触を８割減するようお願いが報道されています。

これを受けて東京都内の繁華街や百貨店などは休業状態となって街も閑散となりました。われわれ、全国脊髄損傷者連合会も理事会はSkypeやZOOMを使った会議に切り替えて、６月に千葉県で開催予定だった総会も中止としました。

千葉の木更津へ行けなくなって非常に残念ですが、総会開催のために頑張ってきてくださった千葉県支部の皆さんには感謝以外にありません。忙しい合間を縫って総会準備をしてくださった千葉県支部の会員及び関係者の皆様、本当にありがとうございました。

今回の新型コロナウイルス被害を契機に、ＩＴ機器をピアサポート活動にもっと活用できたら良いかと思っています。

脊損ニュースの電子化、テレビ会議、ネット上でのイベント開催など「外出ができなくても全脊連の活動に参加できる」という仕組みを作っていけたらと思う今日この頃です。引きこもり中の自宅にて。

（安）

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

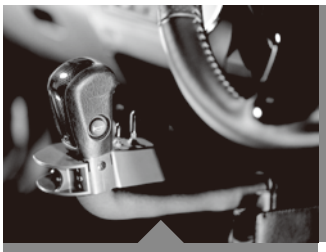

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

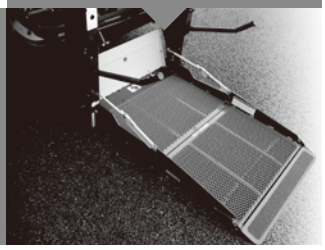

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年五月十五日発行　SSKP　通巻第7425号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷